

令和3年9月22日 日本私立中学高等学校連合会
「第11回常任理事会／令和3年度第1回協会長・事務局長会議」

初等中等教育を巡る動向について

文部科学省大臣官房審議官
(初等中等教育局担当)

淵 上 孝



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,

CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 私立中・高校生への修学支援の現状と今後の見通しについて……P2
2. 初等中等教育改革の動向について……P7
3. 新しい時代の高等学校教育の実現について……P14
4. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について……P18
5. GIGAスクール構想の推進について……P25

1

私立中・高校生への修学支援の現状 と今後の見通しについて

高等学校等就学支援金等

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

4,119億円
4,169億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,092億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 28億円



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



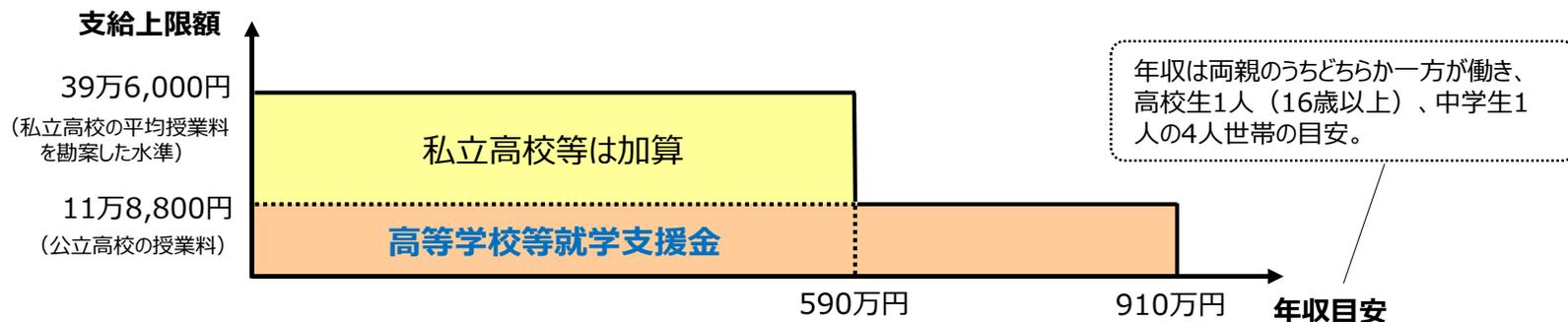
目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和4年度概算要求：**早生まれの高校生等に係る判定基準を改善**

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

161億円
159億円



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など

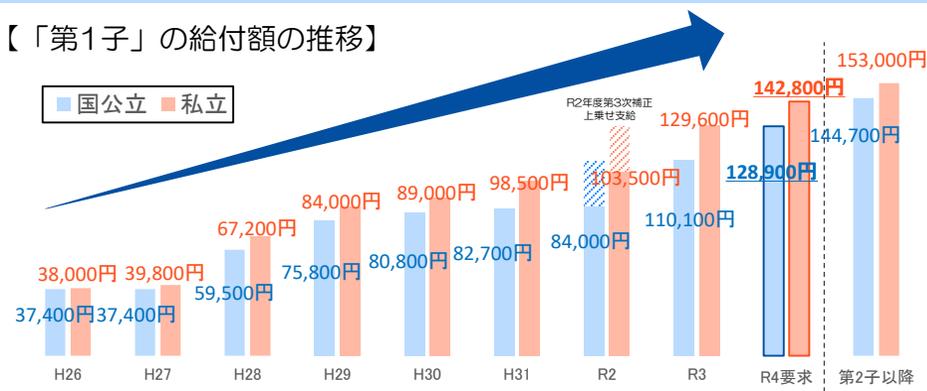
- ◆ **令和4年度概算要求**
 - ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
 - ・家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額（非課税世帯について、+3,000円）

【令和4年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 →128,900円 (+18,800円)	129,600円 →142,800円 (+13,200円)
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	141,700円 →144,700円 (+3,000円)	150,000円 →153,000円 (+3,000円)
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 →51,500円 (+3,000円)	50,100円 →53,100円 (+3,000円)

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3

背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。



目的・目標

入学後の家計急変により低所得となった小中学生の継続的な学びを支援。

事業内容

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援

- 家計急変時の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は、卒業まで支援を継続
- 対 象 者： 家計急変後の年収が400万円未満相当
 - ※ 家計急変年度は都道府県の定める基準を満たす世帯
- 支 援 額： 年額36万円（上限） ※ 家計急変年度は都道府県の定める額
 - なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

【参考】

◆私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）

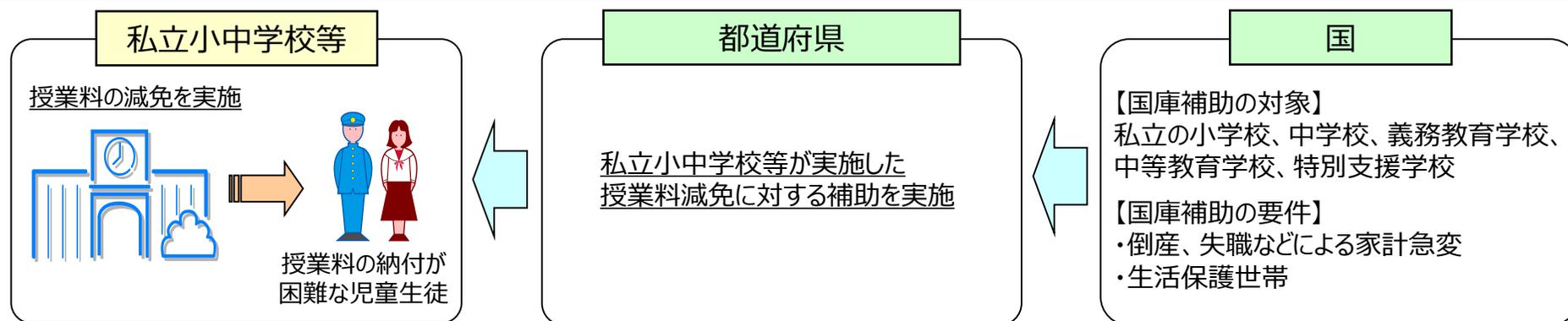
※年収400万円未満の世帯を対象に、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などを調査。

➔ 年収400万円未満の世帯のうち55%が「入学後に家計急変した」と回答。

➔ 入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

事業スキーム

※私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）において実施



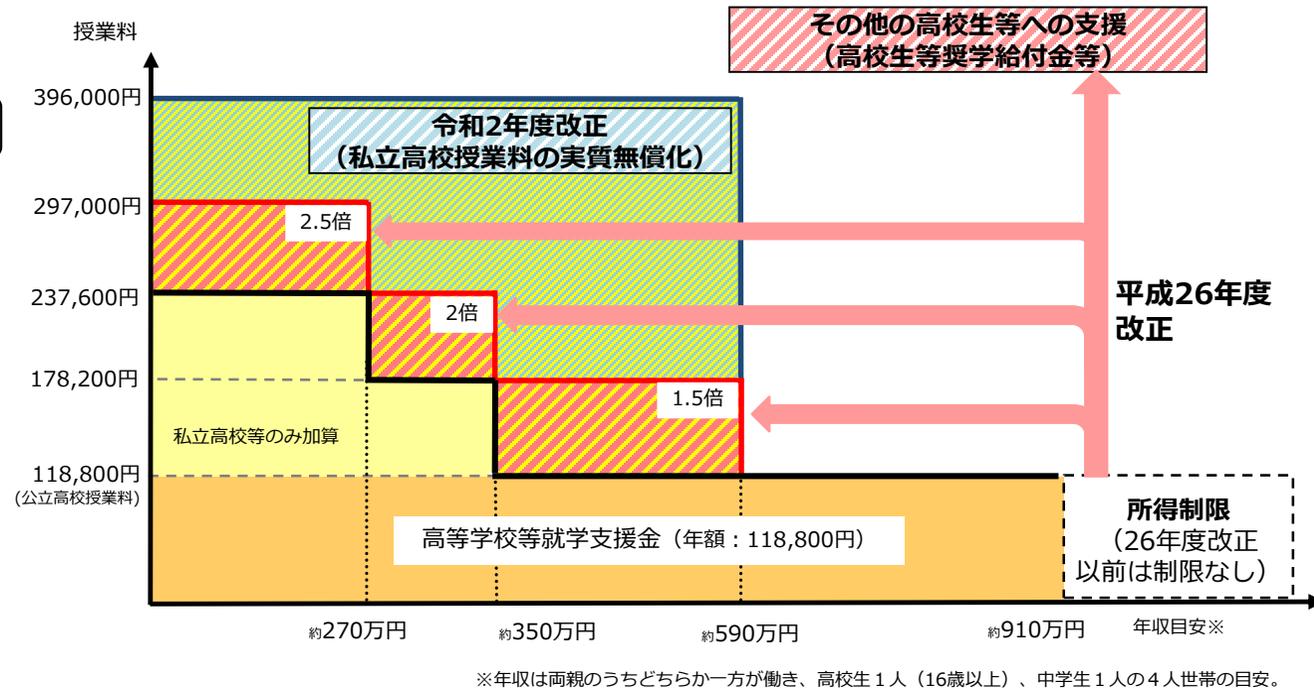
高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

平成22年度 制度の創設(民主党政権)

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

平成26年度 制度の見直し(自公政権)

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額：910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
 - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
 - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

2

初等中等教育改革の動向

教育再生実行会議 第十二次提言概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

ニューノーマルにおける教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
 - デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用
- 【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方（令和の学校施設スタンダード）の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証（「出口における質保証」）

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
- さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ！留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

(2) 子どもの育ちを社会全体で支えるための取組

① 子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組

- 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

② 新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用を検討

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

【成果】

【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力

子供たちの多様化

情報化への対応の遅れ

学力の地域差の縮小

生徒の学習意欲の低下

少子化・人口減少の影響

規範意識・道徳心の高さ

教師の長時間労働

感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への
偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる
新しい時代の学校教育の実現

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

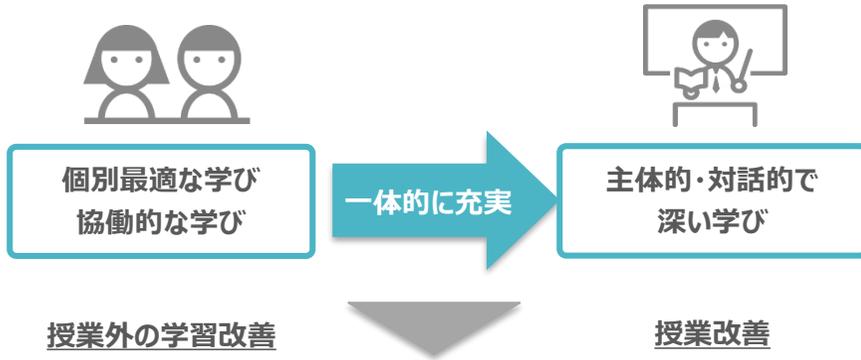
- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



「子供の資質・能力の育成」

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

「子供が自己調整しながら学習を進めていく」

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
 - ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う
- 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める



学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
 - ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う
- 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる



協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
 - ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
- 異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す



各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

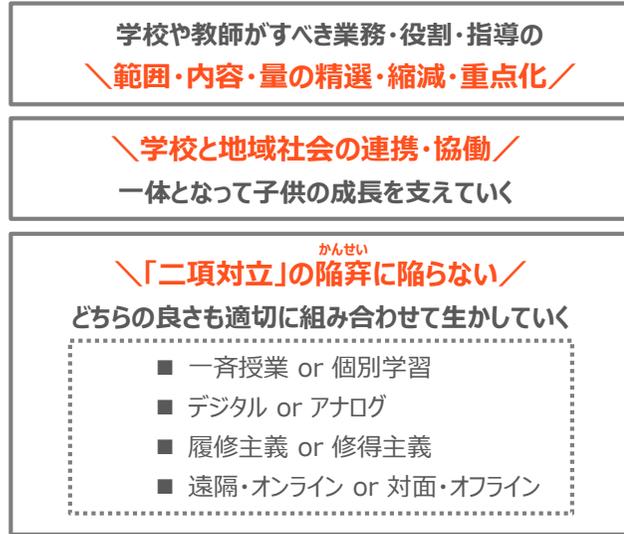
高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義等**を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的で魅力ある学校教育**を実現する

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
- ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせしていく

\ Society5.0時代にふさわしい学校の実現 /

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に生かすとともに、今までできなかった**学習活動の実施**や**家庭など学校外での学びを充実**する
 - 特別な支援が必要な児童生徒への**きめ細かな支援**や、個々の才能を伸ばす**高度な学びの機会の提供**など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- #端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」
 #ICTの活用と少人数数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、**教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現**する
 - 教員養成大学・学部は**新たな時代に対応した教員養成モデルの構築**や、**不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核**としての役割を果たす
- #ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
 #指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、**クラウドにアクセスし、各種サービスを活用**することを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における**1人1台端末環境の実現**と、**端末の家庭への持ち帰り**が望まれる
- #デジタル教科書・教材の普及促進
 #教育データの利活用 #ICT人材の確保
 #校務効率化

3

新しい時代の高等学校教育の実現について

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**

(a) **高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針**

(b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**

(c) **入学者の受け入れに関する方針**

(※) 令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

(※) 令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**

- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。

- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。

(a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。

(b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。

(c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定 **15**

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

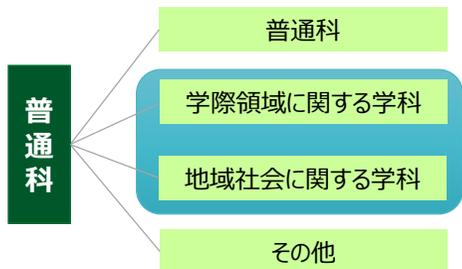
(※) 令和4年4月1日から施行予定 **16**

本年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を実現するため、令和4年度から設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科を設置する予定の高等学校等に対し、設置にあたって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置など、新学科設置の取組を推進する。



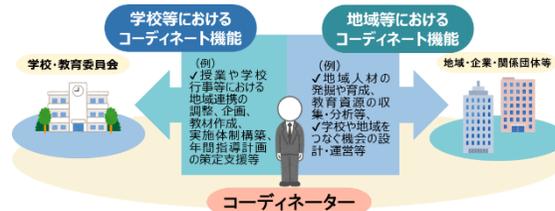
② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成の推進のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな方法による学びを実現する。具体的には、(1) Society 5.0に対応する先端的な学び、(2) 自分のペースでの学習に着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

委託先

民間団体等

箇所数
単価
補助率

- ① 50校 8,800千円 / 1校
- ② 30箇所 11,000千円 / 1校
- ③ 1団体 20,000千円 / 1団体

委託
対象経費

- ① 新学科の設置に必要な経費（委託）
- ② 新たな教育方法を用いた学びに必要な経費（委託）
- ③ プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費（委託）

4

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.6（令和3年4月28日改訂）

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- ▶ 本マニュアルで示す行動基準を参考としつつ、「新しい生活様式」の実践と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図ることによって、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル (※1)	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思活動)	分科会提言との 対応(※2)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定	ステージⅣ
レベル2	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取る	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	ステージⅢ ステージⅡ
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取る	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施	ステージⅠ

(※1) どの感染レベルに該当するかは、児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。この考え方は、まん延防止等重点措置区域においても同様。

(※2) 「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)
 ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
 ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
 ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
 ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

2. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

- ▶ 基本的な感染症対策の徹底（**発熱等の風邪症状がある場合には登校しないこと**（レベル2・3の地域では同居家族に風邪症状がある場合にも登校しないこと）、**手洗い、咳エチケット、換気**、通常の清掃活動の中での**ポイントを絞った消毒等**）及び集団感染リスクへの対応（感染拡大リスクが高い「**3つの密**」を避ける、**身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等**）
- ▶ **変異株への対策についても**、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの**基本的な感染症対策を推奨**。
- ▶ 感染不安等を理由とした**地域一斉の臨時休業**については、**児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討**する。また、学校で感染者が発生した場合、**臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断**する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等は、感染が広がっているおそれのある範囲に応じ、学級・学年単位、または学校全体を臨時休業することが考えられるが、**これ以外の場合は、学校教育活動を継続**する。
- ▶ 臨時休業や出席停止等により、**やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要**。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

■各教科等について

- ▶ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「**グループワーク、室内での近距離での「合唱」、近距離での「調理実習」、「密集する運動」など「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、レベル3の地域では行わない**。レベル2の地域ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。レベル1では適切な感染症対策を行った上で実施。
- ▶ 体育などの運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用。

■給食等の昼食をとる場面

- ▶ 前後の手洗いの徹底のほか、会食時には飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等。高校で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面でも注意が必要。歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■図書館

- ▶ 図書館利用前後の手洗いを徹底し、図書館内で密集が生じないよう配慮した上で貸出機能を維持。

■部活動

- ▶ レベル3地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施を検討。レベル1では可能な限り感染症対策を行い実施。
- ▶ 緊急事態宣言対象区域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限。また、部活動終了後の生徒同士での食事を控えるよう徹底。

■登下校

- ▶ 登下校時間帯の分散等、集団登下校を行う場合やスクールバス乗車中に「3つの密」を避けること。
- ▶ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクをすることによる熱中症のリスクから、人と十分な距離が確保できる場合、マスクを外すよう指導。

■寮や寄宿舎

- ▶ 居室や共用スペースにおける活動場所ごとの感染症対策や、平時からの体温測定や健康観察等の実施。
- ▶ 発熱等の症状があるものを隔離し、主要症状が消退した後2日を経過するまで部活動や寮生活等の集団活動に参加させないようにする。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、個室に隔離し、共用スペースを使用させない等の対応を実施。

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校や学年が臨時休業になった場合(注)

登校は必要ありません

臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません*

児童生徒の感染が判明した場合(保健所により濃厚接触者に特定された場合、**本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合**も含む)

登校はできません

・校長は出席停止の措置をとることとなります
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません*

学校が臨時休業になっていない場合(分散登校等で授業のある児童生徒も含む)

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒

主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません*

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

上記以外の児童生徒について(不登校児童生徒、病気療養児を除く)

校長が合理的な理由があると判断する場合

登校は必要ありません

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません*

<合理的な理由>

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

登校は必要です

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

一定の要件の下、「出席扱い」となります

・「出席扱い」は校長の判断となります
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注 分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません*

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりません。児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(幼稚部、高等部)及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(文部科学省HP)に掲載しているQ&A等をご参照ください。

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛
文部科学省総合教育政策局長
義本 博司

現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等については「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知。以下「令和4年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通知」という。）等でお示ししたところです。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わり等が進む中で、全国的に新規感染者が依然として高い水準にあり、児童生徒等への感染も懸念されます。

このような今般の状況を踏まえ、令和4年度以降高等学校入学者選抜等配慮事項通知に加えて、入学者選抜の実施に当たって各教育委員会等（以下「実施者」という。）に御配慮いただきたい事項を取りまとめましたので、各実施者におかれては、入学者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記についても十分に御配慮の上、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願いいたします。（中略）

1 高等学校入学者選抜等の調査書において出席等に係る日数（「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならない日数」など）の記入欄を設けている場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。なお、大学入学者選抜における各大学の調査書の取扱いについては、「令和4年度大学入学者選抜実施要項について」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）において既に通知したように、「各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする」とされており、「出席日数」や「出席停止・忌引き等の日数」の記載内容によって、特定の志願者が不利益には取り扱われないこととされていること。

なお、公立高等学校入学者選抜の調査書の記載事項については「高等学校入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号文部事務次官通知）において、「高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。」としてしているところであり、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図ること。また、私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、公立高等学校に係る上記記載の趣旨に即し、一層の改善を図ること。

2 高等学校入学者選抜等の実施に当たって、PCR検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないこと。

また、入学志願者がPCR検査結果等の陰性証明を提出しなかったり、新型コロナワクチンを接種していなかったりしたとしても、当該事由をもってこれらの者が不利益を被ることがないようにすること。

実施者である都道府県教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、昨年度と同様の配慮等について、令和3年6月4日及び9月10日に通知した主な内容は以下の通り。

(6月4日通知の内容)

- スポーツ・文化関係の行事・大会の実績や、資格・検定試験等の成績を評価する際、これらの行事等が中止・延期となってしまった場合は、参加出来た他の行事等の実績・成績等を評価すること。
- 調査書において、学習評価の内容、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載が少ないことをもって、不利益を被らないようにすること。
- 「3つの密」の回避などをはじめとした基本的な感染症対策のほか、地域の感染状況や最新の政府の方針等を踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合った感染症対策を徹底すること。
- 追検査等の機会を設け、受検機会を確保すること。
- 無症状の濃厚接触者について、一定の要件を満たした上で、試験会場で必要な感染症対策を講じれば、受検を認めること。
- 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、受検生に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。(感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、受検生に不利益を与えるおそれがない変更を行うことは可能)

(9月10日通知の内容)

- 臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う、調査書の「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならぬ日数」などの記入欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- P C R検査結果等の陰性証明や新型コロナワクチンの接種を受検要件にしないこと。また、陰性証明やワクチン接種を行わなかった者が不利益を被ることがないようにすること。

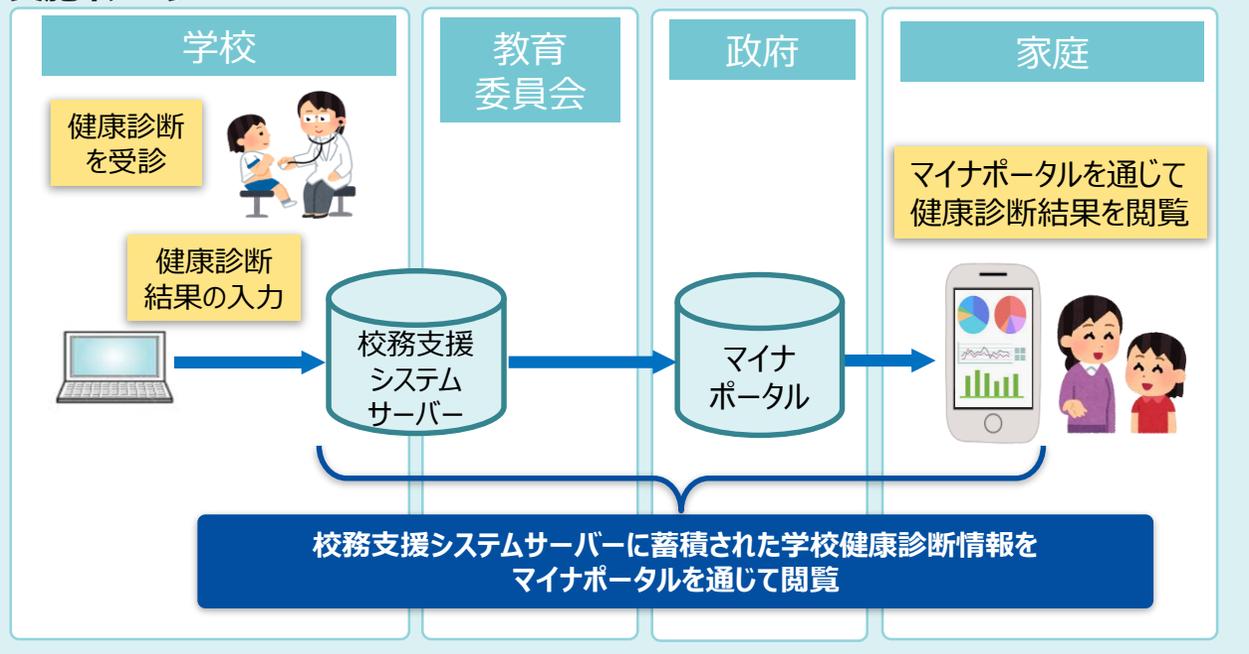
※昨年度入試で依頼した出題範囲や内容、出題方法についての工夫は、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていなければ不要。
※小学校や中学校、特別支援学校等の入試についても、同様の配慮を依頼。

学校健康診断情報のPHRへの活用について

背景 概要

- ✓ 個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、**政府全体でPHR(Personal Health Record)を推進する方針が決定**されている。
- ✓ 乳幼児健診では既にマイナポータルを通じた閲覧がスタートしており、**学校健康診断についても早急な仕組みの構築が必要**。
- ✓ 文部科学省では、PHR推進の観点から、**健康診断を電子化**し、他の健診情報と一覧性を持って提供できるよう取組を推進。

実施イメージ



PHR (Personal Health Record)

生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報を、マイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み

乳幼児健診 **学校健診** 事業主健診 特定健診

子供たちの生涯を通じた健康の保持増進を図るため御理解・御協力をお願いします！

今後の 主な予定

- 令和3年度 校務支援システムに入力された学校健診データを、本人や家族がマイナポータルを通じて閲覧できる仕組みを構築する**実証研究事業を実施**
- 6月、学校健診結果の保管方法等を把握するため、国公私立学校を対象に**実態調査を実施**
- 令和4年度～ 各自治体等でシステム改修を行い、順次全国展開

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10（学校規模に応じた上限額設定あり）
- 補助対象経費：消毒液等の保健衛生用品の追加的な購入経費、
教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、
スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

感染症対策等への支援により、地域の感染状況に応じた対策を実施し、感染リスクを可能な限り低減することで、教育活動を着実に継続させる。

5

GIGAスクール構想の推進について

G I G Aスクール構想とは

Society 5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境を整備

- **令和元年度補正予算**において、学校における児童生徒「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための予算（2,318億円）を計上。
- **令和2年度第1次補正予算**において、「1人1台端末」整備の前倒しや、家庭でも繋がる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算（2,292億円）を計上。

➡ 上記に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」を踏まえ、**令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算**へ「GIGAスクール構想の拡充」等、ICT環境の整備や、活用に必要な経費を計上。
これらを通じて、GIGAスクール構想の実現をさらに加速。

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度 1次補正予算額 2,292億円
令和2年度 3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備

を支援 対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度 1次 1,951億円

◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

対象：国・公・私立の高・特支等 令和2年度 3次 161億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)
私立：原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和2年度 1次 11億円
国立、公立：定額 私立：1/2 令和2年度 3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

加えて電源キャビネット整備の支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和元年度 1,296億円
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度 1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援** 学校施設環境改善交付金の内数
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3

GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の

配置経費を支援 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度 1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援** 令和2年度 1次 147億円
令和2年度 3次 21億円

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援** 令和2年度 1次 6億円

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)

○ オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等** 令和2年度 1次 1億円
令和2年度 3次 22億円

背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、「**人**」中心の支援を、「**組織**」中心による広域的な支援体制へと発展・充実させて、より安定的な支援基盤の構築を目指す。その際、これまで課題であった学校現場においてICT支援ができる人材の「不足」や「ミスマッチ」の解消を図るとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の運用支援**も含め、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を構築する。

事業内容

「GIGAスクール運営支援センター」を整備するための民間事業者への業務委託費等を補助

- ◆ヘルプデスクの開設及びサポート対応
- ◆ネットワークアセスメント及び応急対応
- ◆ICT支援人材の育成及び確保
- ◆休日・長期休業等トラブル対応 等

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 1/2

【単独実施型】

設置者が単独で補助事業を実施

- 設置者や学校のニーズに合致した事業を展開

【連携実施型】

他市町村からの委託や協定等に基づき、都道府県または市町村が設置者分とあわせて他市町村分の事業を一括して補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- 学校や市区町村単位を越えたより広域性をもった体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる

